

新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請概要

新潟市（水道局，市民病院を含む。）が発注する建設コンサルタント業務の入札に参加を希望される方は，新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査要綱及び申請書提出要領をよくお読みいただいた上で，申請及び必要書類の提出を行ってください。

1 申請対象者

別表「業種（種目）の資格」の業務の，それぞれの業種（種目）ごとに「資格審査を申請することができる者」の欄に掲げる方

2 申請することができる方

資格審査申請をすることができる方は，上記1に掲げる申請対象者で，次の各号のいずれかにも該当しない方です。入札参加資格の認定後に該当することになった場合は，参加資格を失います。

（1）次のア～キのいずれかに該当する者

- ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で，暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ウ 暴力団員であると認められる者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し，又は関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- カ 法人であって，その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。）が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で，暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- キ 法人であって，その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。）のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

（2）地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者

（3）国税及び新潟市税に滞納がある者

（4）新潟市から指名停止を受けている者

(5) 虚偽の記載をした者

参加資格審査申請（変更の届出を含む。）及び提出書類に事実と異なる記載をした者

3 申請方法

新潟市ホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/>) からインターネットによる電子申請となります。

電子申請後、指定の期限までに提出書類を契約課まで郵送（提出）してください。
詳しくは、申請書提出要領をご覧ください。

別表 業種（種目）の資格（新潟市では「※印」は種目として整理）

| 資格業種（種目） | 資格業務に係る業務内容 | 資格審査を申請することができる者 ◆1～4のいずれかの要件を満たすもの |
|----------------------------|--|---|
| 測量業務 | 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務 | 1 測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者 |
| 土木関係建設コンサルタント | 土木建築に関する設計若しくは監理又は土木建築に関する調査, 企画, 立案若しくは助言 | 1 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年4月建設省告示第 717 号)の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者 |
| 建築関係建設コンサルタント(一級建築設計業務を除く) | 建築物若しくは建築設備の設計, 積算又は調査 | 1 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定に基づき建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則(昭和 25 年建設省令第 38 号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士を有する者 3 公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験(建築積算資格者試験)に合格し, 登録を受けている者 4 当該業務の営業実績を有する者 |
| 一級建築設計業務 | | 1 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 |
| 地質調査業務 | 地質調査業者登録規程(昭和 52 年4月建設省告示第 718 号)第2条第1項に規定する地質調査 | 1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者としての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者 |
| 補償コンサルタント(土地家屋調査を除く) | 補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年9月建設省告示第 1341 号)第2条第1項に規定する補償業務 | 1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者 |

| | | |
|----------------------|---|--|
| 土地家屋調査業務 ※ | 不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査, 測量又は申請手続 | 1 土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 |
| 不動産鑑定評価業務 | 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価 | 1 不動産の鑑定評価に関する法律に基づき不動産鑑定業者として登録を受けている者 |
| 調査・試験業務 (計量証明を除く) | 雪氷, 海洋, 環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験(CBR試験) | 1 当該業務の営業実績を有する者 |
| 計量証明業務 ※ | 計量法(平成4年法律第 51 号)第 107 条に規定する計量証明 | 1 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行うものとしての登録を受けている者 |
| 土地区画整理業務 | 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業 | 1 当該業務の営業実績を有する者 |
| その他業務 | 建設工事に関連する業務であって上記の業務以外のもの | 1 当該業務の営業実績を有する者 |